

損保ジャパンと日本興亜損保は、関係当局の認可等を前提として、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

物流総合保険

物流総合保険シンプルガード



物流リスクはこれ1つで安心です！

物流総合保険[※]では、貴社が所有する原材料・

このようなことでお困りになった
ご経験はありませんか？

台風による水災で保険金が支払われなかった。

ケース
1

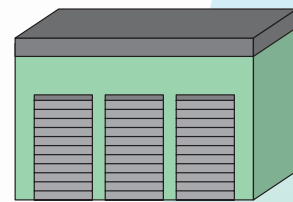


保険契約がいくつもあったが、いざ事故が発生してみると無保険の部分があり、保険金が支払われなかった。

ケース
2

物流形態が複雑なので、通知作業にかかる事務がわずらわしい。

ケース
3



完成品の保管

委託加工工場で火災保険が手配されていなかったため、焼失した半製品の補償が得られなかった。

ケース
4

保険期間中、2度目の事故があったが、てん補限度額(支払限度額)の復元手続きを忘れていたために、満足な補償が得られなかった。

ケース
5



営業倉庫

在庫が保険金額を上回っていたので、保険金が削減された。

ケース
6

毎年無事故なのに、保険料率は同じままである。

ケース
7

物流の複雑さから保管場所を特定することができず、無保険状態になりやすい。

ケース
8

簡単便利
ワイドな

損害の有無を確認するための検査に要した費用が保険で支払われなかった。

ケース
9

物流総合保

部品・製品・半製品などが対象となります。

※物流総合保険シンプルガードについては、8ページをご覧ください。

物流総合保険の特長

1

オール・リスクの補償

火災・爆発・風災・水災・破損・盗難などほとんどすべての偶然な事故によって生じた損害を補償します。
●この保険の対象とならない貨物、補償の範囲が制限される貨物がございます。詳しくは4ページをご覧ください。

2

物流リスクを包括的に補償

輸送中・保管中・加工中のリスクを1年間包括的に補償するため、付保漏れの心配がなく、契約管理の手間もかかりません。

3

毎月の輸送額・在庫額の通知は不要(確定保険料方式の場合)

複雑な物流形態を通知なしで補償します。
●詳しくは6ページをご覧ください。

4

加工中の事故も補償

日本国内であれば、輸送中・保管中・自社工場での加工中はもちろん、委託加工工場での加工中も補償します。

5

てん補限度額(支払限度額)は輸送中・保管中・加工中とも自動復元

保険金をお支払いした場合でも、てん補限度額(支払限度額)は減額されません。
●不特定保管場所・不特定加工工場は除きます。

6

実損額にもとづいて補償

てん補限度額(支払限度額)を限度として、実際の損害額をお支払いします。

7

事故防止で保険料削減

過去の保険金のお支払状況によって、次年度の保険料率を増減します。

8

不特定保管場所・不特定加工工場も補償

保険証券上に不特定保管場所・不特定加工工場を補償する旨の記載がある場合は、不特定保管場所・不特定加工工場における事故についても、1事故あたり最大2,000万円まで設定できます。

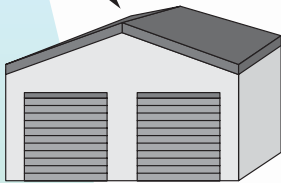
●年間通算てん補限度額(支払限度額)を別途設定させていただきます。

9

各種費用も補償

臨時費用保険金、残存物取片付け費用保険金に加えて、検査費用保険金をお支払いします。

輸送



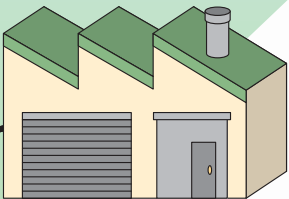
製造前の保管

輸送



工場

(加工中のリスク)



で
補償

險

保険金をお支払いする主な損害

日本国内での輸送中・保管中・加工中におけるほとんどすべての偶然な事故により貨物に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

輸送中の損害

■ 輸送用具の衝突



■ 破損・まがり・へこみ



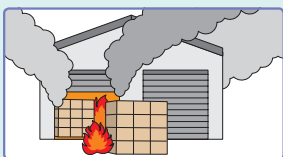
■ 盗難・紛失



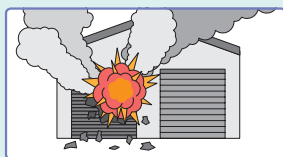
など

保管中・加工中の損害

■ 火災



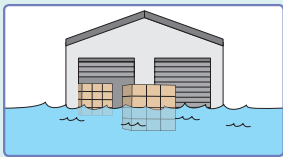
■ 爆発



■ 風災



■ 水災



■ 破損・まがり・へこみ



■ 盗難



など



費用損害をプラスして補償!

また、上記の損害に付随する以下の費用損害についても保険金をお支払いします。

① 残存物取片付け費用

損害を被った貨物の残存物の取片付けに実際に要した費用(当社の承認を得て支出された取り壊し費用、取片付け清掃費用、搬出費用および廃棄費用をいいます。)に対して、1回の保険事故につき200万円を限度としてお支払いします。

ただし、この費用には公道を除く土壌、大気、水路、海、川、湖沼からの除去費用、洗浄費用、清掃費用、搬出費用、廃棄費用を含みません。

② 臨時費用

貨物に損害が発生し保険金が支払われる場合に、臨時に生じた費用に対して臨時費用保険金をお支払いします。貨物に生じた損害により支払われる保険金の10%もしくは200万円のいずれか低い額をお支払いします。

③ 検査費用

貨物に損害が発生しているかを検査する場合に、検査・仕分・再梱包に実際に要した費用に対して、1回の保険事故につき200万円を限度としてお支払いします。

※上記の費用損害についての保険金は、いずれも貨物に生じた損害により支払われる保険金とは別に、それぞれのてん補限度額(支払限度額)までお支払いします。



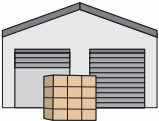




- この保険の対象とならない貨物、補償の範囲が制限される貨物については、4ページをご覧ください。
- 保険金をお支払いできない主な場合については、7ページをご覧ください。

保険の対象とならない貨物・補償の範囲が制限される貨物

次に掲げる貨物はこの保険の対象となりません。

- 貨紙幣類(金・銀・白金の地金等を含みます。)、有価証券(手形・株券等)、宝石、貴金属、美術品、工芸品、骨董品、毛皮製品、高級呉服(1点あたり30万円以上の呉服をいいます。)
- 自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含みます。)
- 中古機械・中古建機
- 被保険者が受託した貨物、リース・レンタル品、借用品、貸出し品、預かり品
- 什器備品、個人の家財
- 輸出の目的をもって輸出本船または航空機に積み込まれた以降の貨物

次に掲げる貨物は補償の範囲が制限されます。

貨物	補償の範囲
<ul style="list-style-type: none"> ● 野積み貨物^{*1} ● 被覆の完全でない輸送用具に積まれている間の貨物 	火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆などによって生じた損害(以下、「特定危険担保条件」といいます。)にかぎり保険金をお支払いします。
<ul style="list-style-type: none"> ● ばら積み貨物^{*2} 	特定危険担保条件および輸送用具1台ごとの盗難・不着によって生じた損害にかぎり保険金をお支払いします。
<ul style="list-style-type: none"> ● 生鮮食料品(青果物を含みます。) ● 植物 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 生動物 	特定危険担保条件によって生じた1頭ごとの死亡による損害にかぎり保険金をお支払いします。
<ul style="list-style-type: none"> ● 冷凍・冷蔵・保冷状態の貨物 ● 定温管理されている貨物 	<p>温度変化によって生じた損害については保険金をお支払いできません。</p> <p>ただし、次の事由によって生じた温度の変化による損害に対しては保険金をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 冷凍・冷蔵・定温管理のために使用されている機械・装置の破損・故障による温度変化・異常(保険証券上別段の記載がある場合を除き、1時間以上継続した場合にかぎりず。) (2) 貨物を冷凍・冷蔵・保冷・定温管理する収容設備またはコンテナ((1)の機械・装置を除きます。)の破損・故障 (3) 火災、破裂または爆発、輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州

※1「野積み貨物」とは、屋根のない場所または軒下に置かれている保管中・加工中の貨物をいいます。基礎のない仮設のテント倉庫に保管中・加工中の貨物は「野積み貨物」とみなします。

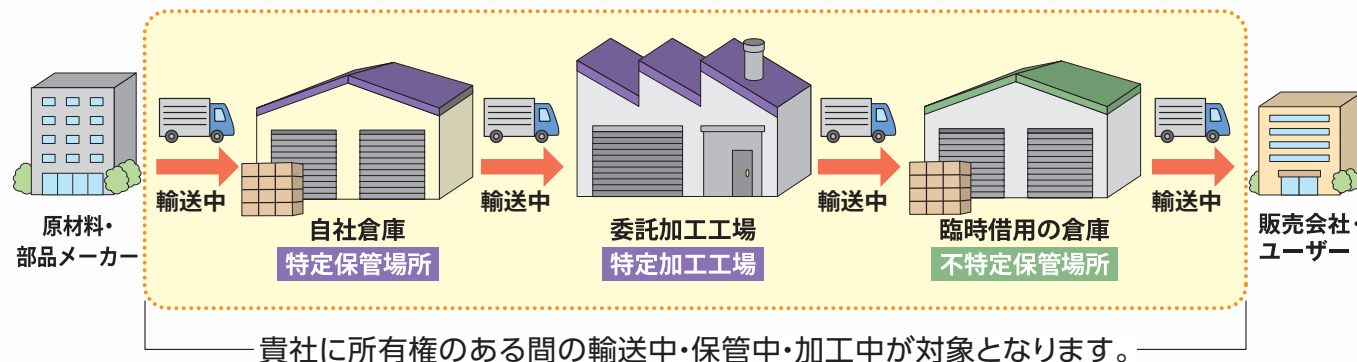
ただし、金属製もしくはFRP製の密閉式コンテナ詰め貨物や慣習的に行われる輸送待ち、仕分、配送、積替、荷造りなどのための仮置中の貨物は「野積み貨物」とみなしません。

※2「ばら積み貨物」とは、液状、粉状、粒状などの形状で、梱包されずに保管される貨物や、梱包されずに輸送用具にそのまま積載される貨物をいい、タンク入り貨物を含みます。なお、この補償の範囲(特定危険担保条件)は、輸送中・保管中について適用されます。

てん補限度額(支払限度額)

輸送中・保管中・加工中について、それぞれのてん補限度額(支払限度額)を設定いただきます。
 なお、設定金額によってはお引受けできない場合があります。

〈てん補限度額設定のイメージ〉



輸送中	輸送用具1台ごとの最大積載額にもとづき設定してください。
特定保管場所	特定保管場所、特定加工工場1か所ごとの最大在庫額にもとづき設定してください。 なお、特定加工工場に保管している貨物は、特定加工工場のてん補限度額(支払限度額)に含めてください。
特定加工工場	
不特定保管場所	1回の保険事故および年間通算てん補限度額をそれぞれ設定してください。1回の保険事故のてん補限度額(支払限度額)は、最大2,000万円まで設定できます。
不特定加工工場	

保険価額

- 保険価額は、損害額を算出する際の基準となる金額です。輸送中・保管中・加工中および加工作業段階ごとに仕切状面価額や帳簿価額などにもとづき設定してください。
- 保険金額は保険価額と同額とします。

ご契約の方式

確定保険料方式

確定保険料方式とは、保険契約締結時に算出した保険料を年間保険料とする方式です。よって、保険期間終了後の保険料の精算は不要となります。

年間売上高および設定いただいたてん補限度額(支払限度額)にもとづき保険料を算出する場合、確定保険料方式でのご契約が可能です。(ただし、年間保険料が1,000万円以下の契約にかぎります。)



- 保険期間終了後に保険料の精算をしていただく、暫定保険料・確定保険料精算方式でのご契約も可能です。暫定保険料・確定保険料精算方式の場合は、毎月の輸送額等を保険証券記載の通知日までに通知していただき、保険期間終了後に通知していただいた輸送額などの確定金額に基づき算出した保険料との差額を精算させていただきます。
- 詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

保険料の算出に必要な事項

次のような事項をお聞きして保険料を算出します。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

- 主な商品・在庫品
- 直近会計年度の年間売上高(決算書など直近会計年度の年間売上高を確認できる資料をご用意ください。)
- 一輸送あたりの最大積載額
- 各保管場所・加工工場の名称、所在地、構造、平均在庫額、最大在庫額
- 不特定保管場所・不特定加工工場の有無、最大在庫額
- 過去の事故内容
- 現在のご契約内容(現在ご契約がある場合)およびご要望事項 など



保険金をお支払いできない主な場合

詳しくは「運送保険普通保険約款」、「物流総合保険特別約款」および「物流総合保険特別約款(シンプルガード用)」その他の適用される特別約款等をご参照いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1. 次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の使用人の故意または重大な過失(貨物の輸送に従事する者が、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の代理人もしくは使用人である場合には、これらの者の故意)
- (2) 貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由
- (3) 荷造りの不完全
- (4) 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発(中間地からの出発および積込港・寄航港からの発航を含みます。)の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。(ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合を除きます。)
- (5) 運送の遅延
- (6) 間接損害(ただし、損害防止費用など一部の費用を除きます。)
- (7) 戦争、内乱その他の変乱
- (8) 水上または水中にある魚雷または機雷の爆発
- (9) 公権力によると否とを問わず、捕獲、だ捕、抑留または押収
- (10) 検疫、(9)以外の公権力による処分
- (11) ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
- (12) 10人以上の群衆・集団の全部または一部によりなされた暴力的かつ騒動的な行動およびこの行動に際して当該群衆・集団の一部によりなされた暴行(放火および盗取を含みます。)ならびにこれらに関連して生じた事件
- (13) 原子核反応または原子核の崩壊(ただし、医学用、科学用または産業用ラジオ・アイソトープの原子核反応または原子核の崩壊を除きます。)
- (14) 陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故(地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害を含みます。)
- (15) 化学兵器、生物兵器、生化学兵器あるいは電磁兵器
- (16) 通常の輸送過程以外の状態にある間のテロ行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれらと連帯した者が当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。)、その他類似の行動

2. 保管中および加工中に生じた次の損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- (1) 棚卸しの際に発見された数量の不足
- (2) 紛失、その他原因不明の数量の不足

3. 加工作業段階(物流総合保険シンプルガードの場合、「搬入作業段階」を含みます。)にある貨物につき、次の損害に対しては保険金をお支払いできません。

- (1) 各種機械または設備の破損、故障または停止による損害(ただし、その破損、故障または停止が偶然かつ外来的な原因により発生した場合を除きます。)
 - (2) 各種加工作業上の過失または欠陥による損害
 - (3) 各種加工作業上に関連して生じた汚損・擦損およびかぎ損
 - (4) 電力の停止または電流・電圧の異常な供給による損害
- ※ただし、(1)に定める破損、故障または停止、(2)に定める過失または欠陥、(4)に定める電力の停止または電流・電圧の異常な供給による損害により火災または爆発が生じた場合における当該火災または爆発により生じた損害を除きます。

4. 小売のための店頭在庫については、次の損害に対して保険金をお支払いできません。

- (1) 万引きによる数量不足
- (2) 棚卸しの際に発見された数量の不足
- (3) 紛失、その他原因不明の数量の不足

など

※詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

物流総合保険シンプルガード

年間売上高10億円以下の企業については、物流総合保険の保険設計をさらにシンプルに、補償内容をワイドにした「物流総合保険シンプルガード」もご案内します。

① 保険金をお支払いする主な損害

物流総合保険と同様に、輸送中・保管中・加工中におけるほとんどすべての偶然な事故により貨物に生じた損害に対して保険金をお支払いします。詳しくは3ページをご覧ください。



さらに

- 輸送に付随する貨物の据付中・検収作業中の損害について、保管中・加工中のでん補限度額(支払限度額)を限度としてお支払いします。
- 委託加工のための預かり品など貴社に所有権のない貨物の損害について、被保険者が法律上および契約上の損害賠償責任を負担する場合は、1回の保険事故につき1,000万円を限度としてお支払いします。



② 保険の対象とならない貨物・補償の範囲が制限される貨物

被保険者が受託した貨物、リース・レンタル品、借用品、貸出し品、預かり品を除き、物流総合保険と同様です。詳しくは4ページをご覧ください。

③ 保険価額

輸送中の保険価額は仕切状面価額とし、保管中および加工中の保険価額は、帳簿価額とします。保険金額は保険価額と同額とします。

④ てん補限度額およびご契約の方式

輸送中、保管中・加工中のでん補限度額を以下の3コースからお選びください。

(特定保管場所および特定加工工場の設定は必要ありません。)

	コース名	A	B	C
1事故あたりのでん補限度額 (支払限度額)	輸送中	8千万円	5千万円	3千万円
	保管中・加工中	1億5千万円	1億円	5千万円

⑤ 保険料の算出に必要な事項

直近会計年度の年間売上高(決算書など直近会計年度の年間売上高を確認できる資料をご用意ください。)

⑥ 保険金をお支払いできない主な場合

物流総合保険と同様です。詳しくは7ページをご覧ください。



特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

1 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、当社に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

2 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

3 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、当社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

4 クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象とはなりません。

5 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

II

契約締結後における注意事項

1 通知義務等

(1) 保険契約締結後、通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または当社までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

次のような場合には、あらかじめ取扱代理店または当社までご通知ください。

保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合

※ 保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生がご契約者、被保険者またはこれらの者の使用人に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または当社までご通知ください。その事実の発生がご契約者、被保険者またはこれらの者の使用人に原因がない場合は、その発生を知った後、遅滞なく取扱代理店または当社までご通知ください。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または当社までご通知ください。ご通知いただかないと、当社からの重要なご連絡ができなくなります。なおご契約者名を変更された場合も、取扱代理店または当社までご連絡ください。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合を除きます。

(4) 重大事由による解除等

ご契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

2 ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

III

万一事故にあわれたら

1 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、遅滞なく当社または取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の一部または全額をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特別約款」をご確認のうえ、当社が求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに当社または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※ 上記受付時間外は、当社または取扱代理店までご連絡ください。

③ 保険金のお支払いについて

前項②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、当社は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、当社までお問い合わせください。

IV その他ご注意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等、業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

当社は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記(1)から(4)まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- (1)当社が、上記業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- (2)当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- (3)当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があること。
- (4)当社が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。当社の個人情報保護宣言、グループ企業や提携先企業、等については当社公式ウェブサイトをご覧ください。

⑤ 外貨建保険契約の場合

保険金額等の額が外貨建の保険契約の場合には、為替レートの変動により、保険契約締結時と保険金等の支払時とで、円貨に換算した保険金等の額が異なってくることがありますので、ご注意ください。

⑥ 暫定保険料・確定保険料精算方式の場合

暫定保険料・確定保険料精算方式の保険料につきましては、契約締結時に対象となる期間中の売上高、輸送額等の見込みに基づき計算した暫定保険料をお支払いいただき、保険期間終了後にそれらの実績値に基づき計算した確定保険料との差額を精算します。

当社への相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口:カスタマーセンター】

0120-888-089

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平 日：午前9時～午後8時
土日祝日：午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)



保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 **0570-022808** (通話料有料)

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平 日：午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。ご契約の際は必ず重要事項等説明書をご覧ください。また、必ず、「運送保険普通保険約款」、「物流総合保険特別約款」および「物流総合保険特別約款(シンプルガード用)」その他の適用される特別約款等をご覧ください。



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-3111
URL <http://www.sjnk.co.jp/>



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-3111
URL <http://www.sompo-japan.co.jp/>

お問い合わせ先